

介護保険での福祉用具貸与は目標、選定を明確にすること

個別援助計画作成が、当たり前前の時代がやってきた!

福祉用具専門相談員のレベルアップと福祉用具の更なる普及を目指して、活動を展開している全国福祉用具専門相談員協会。その取り組みや展望などについてお伝えするシリーズの第二回は、長く福祉と関わってこられた福祉ジャーナリストの東島弘子先生のご登場です。全国福祉用具専門相談員協会の理事としても活躍の東島先生に、福祉用具の個別援助計画について、お話しいただきました。



東島 弘子
全国福祉用具専門相談員協会理事

私の願いは、福祉用具利用が社会の中で、認知され、その普及が進むことです。福祉用具は一九九三年の法の制定、さらに九〇年代には介護実習・普及センターによる福祉用具の展示、相談など伸張しましたが、それでも一般住民から見ると「福祉用具って何?」だったと思います。それが大きく変わったのは介護保険の導入です。

その介護保険制度ですが、施行から八年になり、三回目の介護報酬改定を迎えます。この間に福祉用具貸与の利用者は前回の軽度者への見直しにより落ち込みはしましたが、施行前に比べて利用者の増加に向かったといえます。その要因はなんといってもレンタルという制度にあると思います。「必要なときに必要な人に適切な福祉用具を貸し出す」というレンタルの仕組みが導入されたことは、介護保険の成果の一つだと考えます。し

かし、課題もあります。その一つが、その人に合った適切な利用ができていないこと、もう一つは、安全な利用が確保されているかということです。レンタルのメリットは「状態に合った」福祉用具の提供です。ところが、現状ではケアプランの目的に沿って、「特殊寝台」、「車いす」と福祉用具の種目で明記されても、どのような機能が利用者が必要かという検討と、そのことにより具体的な機種選定を記載する部分がありません。こうした場合でサービス担当者会議が活用されますが、福祉用具利用に際しての経過記録は、現状ではどこにもありません。もちろんケアマネジャーのモニタリングや、貸与事業者のメンテナンス記録の中で記載があるかもしれないませんが、福祉用具利用の視点から利用者の状態を確認したというものはありません。

安全な利用という視点からみると、個別援助計画に記載することで、適正な福祉用具利用に関する見極めができるでしょう。福祉用具専門相談員としてのプロの目を活かす場であり、養う道具ともなります。これまでも何故導入されないのか不思議なくらいですが、福祉用具は単なるモノの貸し出しという風に思われていたとしたら、残念なことでは。もう一点、貸与事業者、あるいは専門相談員自身が計画書の作成を「面倒くさい事務処理の一つ」と考えたら、福祉用具の質の向上は望まれません。質とは何なのか、ということを実践してみると、福祉用具の製品自体の機能性、操作性というハード面の質とともに、その人に合った福祉用具

介護保険での福祉用具は多くの場合、使い慣れていない人が利用するものです。布団から初めてベッド(特殊寝台)利用に移る高齢者も、少なからずいることが推測されます。

筆者が二〇〇八年二月〜三月に貸与利用者六百九十八人に調査した際、福祉用具の利用で困ったことのトップは「使い方・操作を忘れて困った」というものでした。搬入時の説明を聞いてそのときはわかったと思っても、いざ使おうとなると、忘れるというようなことでしょうか。このようなことは誰でもあります。まして、福祉用具にそれまで触れたことのない高齢者が使うのです。しかし、これは誤操作につながります。

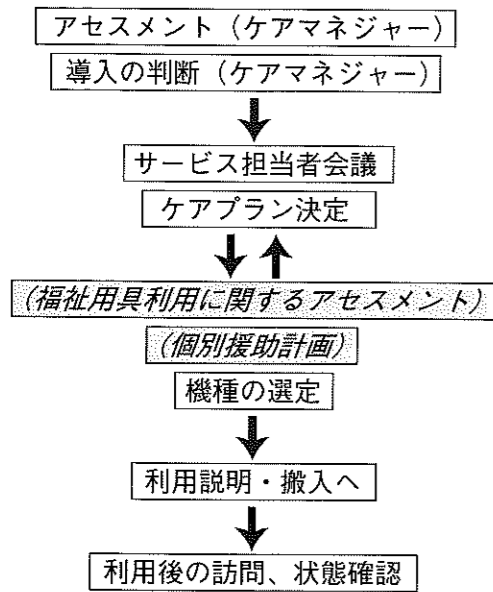
その人の状態に合った適正な福祉用具の利用、そして事故防止のために安全な利用、この二つは制度施行八年を経た今も課題であり、同時にこの課題を解決するのが福祉用具専

門相談員の努めであるといえます。福祉用具の個別援助計画についての必要性もここにあります。個別援助計画については「地域ケアリング」二〇〇八年十月号にも書かせていただきましたが、福祉用具の適切な利用のために個別援助計画は不可欠なものと考えています。

情報共有のツールとして、またリスクマネジメントとしても必要だ

介護保険での福祉用具貸与は、「必要ときに必要な用具」を提供するための仕組みです。したがって、その利用に関しては、目的があります。そして、目的がある以上、それがどうなったのかという「評価」が必要であるといえます。そのためには、例えば「特殊寝台」でも何のための利用なのか、その目的と必要性によって一モーターなのか、二モーターなのか、三モーターなのか、あるいは高さ

介護保険での福祉用具利用の流れ



注: 斜体の「個別援助計画」は現在、指定基準には入っていない、義務付けられていない。福祉用具利用に関するアセスメントは、ケアマネジャーが利用者のアセスメントを行なうなかで導き出されるが、事業者によっては自主的に実施しているところもある。

はどうするのか、マットレスは何を選ぶのか、柵は必要なのかなど諸々検討がなされると思います。

個別援助計画はケアプランの目標に則って、それをより福祉用具の機種選定に具体的に落とし込むものです。さらに取り扱いの留意点などの記載があれば、利用者・家族、ケアマネジャーにとっても共通理解を図るツールになるといえます。しかもケアマネジャーにかかる事務負担はありません。それだけではありません。現在、ベッド柵に関する事故が問題になっていますが、仮に福祉用具が介在した事故のときも、その検証ができます。また担当者が変わったときの「申し送り」にも使えます。

個別援助計画に記載することで、適正な福祉用具利用に関する見極めができるでしょう。福祉用具専門相談員としてのプロの目を活かす場であり、養う道具ともなります。これまでも何故導入されないのか不思議なくらいですが、福祉用具は単なるモノの貸し出しという風に思われていたとしたら、残念なことでは。もう一点、貸与事業者、あるいは専門相談員自身が計画書の作成を「面倒くさい事務処理の一つ」と考えたら、福祉用具の質の向上は望まれません。質とは何なのか、ということを実践してみると、福祉用具の製品自体の機能性、操作性というハード面の質とともに、その人に合った福祉用具

の利用であり、利用を通じてその人の自立生活を支援するというソフトの質があります。最新の福祉用具が届けられたとしても、利用者が何故、その用具を使うのかというのを理解も納得もしていなければ、不快に思うだけかもしれません。福祉用具に人を合わせるのではなく、その利用を通じてその人の生活を支援することが求められます。

「今は、退院したばかりだから車いすだけれど、もう少し歩行が改善すれば車いすは要らないかもしれない」、そんな検討もケアマネジャー、サービス担当者会議の場で行なってほしいのです。そのためには、専門相談員による個別援助計画書は良いツールになります。こうした計画作成する事業者が増えてくれば、安易に利用を勧める事業者との選別になります。

時代は私が思うよりも早くに進んでいます。既に一部の自治体では、計画作成を求める動きが出てきたと仄聞してきました。事業者の自主的な試みも広がってきたと聞いています。私の手元には、そうした地域での事業者の手による計画書の見本が少しずつ集まってきました。本稿をお読みの自治体、貸

「全国福祉用具専門相談員協会」会員募集要項

(1) 会員資格

- ① A会員/福祉用具専門相談員指定講習の修了者であって、本会の目的に賛同した者。
 - ② B会員/専門的有資格者(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、ホームヘルパー2級課程修了者)であって、本会の目的に賛同した者。
- (2) 会費: 年会費はA会員、B会員とも1万円です。なお、入会金は無料です。
- (3) 入会申し込み: 下記、連絡先にお問い合わせ下さい。

【連絡先】 全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-20 高輪OSビル9階

電話: 03-3443-0011 F A X : 03-3443-8800 ホームページ: <http://www.zfssk.com>

与事業者、専門相談員の皆様の地元で、福祉用具個別援助計画書がありましたら、是非全国福祉用具専門相談員協会の私宛てにお知らせ、お送りください。